

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグユタカ彦根松原店 彦根市松原町1866-1ほか

2 意見の概要

彦根市からの意見

- (1) 排水計画について協議すること。
- (2) 法定外公共物および市管理道路について、占用および形状変更が伴う箇所は別途申請すること。
- (3) 彦中高層第1303号 駐車場台数協議中。
- (4) 駐輪スペースについては適切に確保・管理し、駐輪場利用者に盗難防止のための施錠の徹底を促すとともに、周辺地区に自転車等が放置されることのないよう努めること。
- (5) 当施設から発生する事業系廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条第1項の規定に基づき事業者の責任において適正に処理すること。
- (6) 彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱（平成26年彦根市告示第92号）第2条第3号に基づき、彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任届および彦根市事業系一般廃棄物減量化等計画書を次の期限までに生活環境課に提出すること。彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任届については、選任（もしくは変更）の日より14日以内。彦根市事業系一般廃棄物減量化等計画書については、毎年4月末日まで。
- (7) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項に規定する特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始の30日前までに生活環境課に届け出ること。
- (8) 事業の実施に伴う騒音が発生しないように防止対策を講じること。
- (9) 近隣住民から騒音の苦情が発生した場合は、さらなる防止対策を講じるなどの迅速な対応を行うこと。
- (10) 立地適正化計画の届出が未提出である。
- (11) 当該計画地は、彦根市景観計画に基づく旧松原内湖景観形成地域（城北まちなか地区）に位置している。本件の建築計画は、事前協議の対象行為であることのほか、景観法（平成16年法律第110号）に基づく届出対象行為となることから、良好な景観形成が図れるよう景観形成基準を遵守のうえ、行為着手までに市の適合通知を受けること。
- (12) 当該計画地は、彦根市屋外広告物条例（平成27年彦根市条例第6号）に規定する第3種地域に位置している。屋外広告物を設置または表示する場合は、申請対象行為となることから、許可基準を遵守のうえ、行為着手までに市の許可を受けること。
- (13) 建築物、野立広告物等における屋外の照明または電光表示物を設置する場合は、周辺地域の住民等に対して過剰な光や漏れ光などの影響による光害が発生しないよう、照明の配置、方向、強さ、光源の種類および点灯時間に十分配慮するとともに必要な措置を講じること。
- (14) 該当施設周辺は城北小学校および西中学校区であり、搬出入の経路および周辺道路は小中学校の通学路となっている。そのため登下校時間帯の大型車による商品搬出入をできるだけ避けるとともに、通行する場合は児童・生徒に十分注意し、安全運転を心がけること。
- (15) 店舗において、小中学生と思われる者による迷惑行為や万引き等の違法行為が発生した場合には、速やかに警察へ通報するなど、適切な対応を講じること。
- (16) 建築等に関しては、建築基準関係規定を遵守のうえ、建築確認を受けること。
- (17) 建築物以外の工作物の工事費（土木工事の請負契約金額）が500万円以上の場合、または新築工事における延床面積が500㎡以上の場合、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）の届出が必要である。
- (18) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（省エネ法）（平成27年法律第53号）の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、省エネ基準に適合する必要がある。
- (19) 特定施設（病院・診療所等、および物品販売業を営む店舗で用途面積が200㎡を超えるもの）に該当する場合、だれもが住みたくなくなる福祉滋賀のまちづくり条例（平成6年滋賀県条例第42号）の規定に基づく届出が必要である。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

- (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

縦覧期間 令和8年2月27日から令和8年3月27日まで